行政財産使用許可に係る光熱水費等経費の徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 松原高等学校 | 業者等が設置する公衆電話の電気代については、当該行政財産使用許可書に基づき、徴収することになっているが、令和５年３月分の電気代を徴収していなかった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 誤  （既収納額） | 正 | 不足額 | | 業者等が負担する  電気料金 | 0円 | 326円 | 326円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月30日）